

Ⅱ 事例編

1. 職業リハビリテーションを利用した人の特性

「学習障害」といわれて成長した青年が通常教育から職業的自立を達成する際、学校教育以外の支援を必要としない場合もある。学校教育は、それ自体が職業への移行を進める仕組みであるからである。

これに対し、ここでとりあげた事例は、入職に際して職業リハビリテーションの支援を利用した事例である。彼らは、療育手帳・知的障害判定によるサービスを検討した事例と、精神障害者保健福祉手帳によるサービスを検討した事例にわけられる。

(1) 療育手帳・知的障害判定によるサービスを検討した事例

「学習障害」があったとしても学校紹介により「一般扱い」での雇用を保障するサービスを利用して入職し、適応・定着ができた事例では、新規高卒就職のサービスを希望することが適切な選択であったことになる。したがって、本稿の対象者において移行サービスの選択をめぐる課題並びに移行サービスとしての新規高卒就職の課題を明らかにするためには、“新規高卒就職により採用されたが、比較的短期間で離職することになった事例”並びに“新規高卒就職を希望したものの、採用されなかった事例”を検討することが必要となる。

学齢期の診断とは異なる障害特性として「知的障害」と向きあうことになった事例では、職業リハビリテーション・サービスの利用が選択された点で共通している。しかし、はじめから職業リハビリテーション・サービスの利用が検討されたわけではない。職業リハビリテーション・サービスは、検討可能なあらゆるサービスが志向された後で選択された。

新規高卒就職を希望した事例では、学校紹介のシステムにしたがって「一般扱い」で採用されたが継続できなかった、もしくは採用されなかった事例である。

ここでは、新規高卒就職を希望した事例として ABCD の4例をとりあげた。学校紹介のシステムにしたがって「一般扱い」で採用されたが継続できなかった、もしくは採用されなかったという時点で、自己評価と客観的評価のギャップにむきあうことになった事例である。一般扱いでは要求水準に応えられないという事態を経験した事例に典型的な行動例を、2つの視点でまとめることができる。

目標行動について

最終的には職業リハビリテーション・サービスを利用するという“無理の少ない”目標を立てることになった事例だが、当初は本人の意識的な取り組みとして、異なる目標が志向された。

事業所の要求水準に応えられないことが明らかになった時点では、「現実にして目標を変更する」と「あくまで目標を高く掲げて達成に努力する」という対照的な目標を掲げた2事例である。

Aさん（男性）は“期待に応えられない自分”に対して“できそうに見える”ことから生じた「高すぎる期待」を回避するために、期待を現実の自分に引き寄せる方法を探った。現実には、ひきこもることでしか自分を守る方法はなかったが、あらためて「働く」ことを決意した時に、療育手帳が自分を救ってくれるかもしれないと考えた。

Bさん（男性）は“期待に応えられない自分”に対し“頑張ればできる”を目標において、目標に自分を近づける方法を探った。

現実には、いろいろやってみてうまくいかないことから、「背伸びしないでいい」働き方をするために、療育手帳が自分を助けてくれるかもしれないと考えた。

心理的な防衛機制として起こりやすい構えについて

「健常者としての自己像を見失うことになった時点で、心の安定を保つためにどのような構えを持ちやすいか」という視点で検討した2事例である。

これは、いわば、無意識のうちにおこる行動である。

Cさん（男性）は“期待に応えられない自分”に対して“事業所の配慮があればできる”として療育手帳を受けとめた。

知的障害者対象の求人に応募して採用されることになったが、「うまくできないのは事業所の配慮がないせい」と主張し、周囲との関係において困難な状況が生じることになった。

Dさん（女性）は“期待に応えられない自分”であるが“弱い人の役に立てる自分がある”と思うことで自分の障害と対決することを回避した。

現実には、「余計なお節介をやく」と受けとめられ、“配慮が必要なのは相手なのか自分なのか”という問題に向きあうことになった。しかし、“ごまかすことなく障害に立ち向かう”障害者と知り合った経験を通し、自己理解を深めることになった。

新規卒卒就職を希望した事例

事例	学習障害の診断	教育歴			職業経歴 就業関連の問題	職業リハビリテーションの 利用 課題	療育手帳の取得年齢と経緯 就職活動の顛末
		小学校	中学校	高校	在学中の問題	仲介者 利用年齢	
A	小児神経科（14歳）	通常学級	通常学級	高等学校普通科	学業に遅れ 初職：学校紹介で就職（18歳）3ヶ月で離職 離職理由：解雇（技能習熟困難／資格取得困難） 初職離職後、アルバイト6ヶ月 その後、自宅引きこもり（3年間）／保健所の相談利用	保健所 23	障害受容 <u>療育手帳交付（23歳）</u> <u>知的障害者対象の求人に応募して採用され、現在に至る。</u> 「学習障害」主訴は母親 本人は聞かされていない
B	小児科（10歳）	通常学級	通常学級	専修学校高等課程＋通信制高等学校	「読み」「書き」に遅れ（特に記憶に困難） いじめ 初職：学校紹介により就職（18歳～19歳）1年で離職 離職理由：依願退職扱い（技能習熟困難／同僚との関係困難）	母親 20	障害受容 <u>療育手帳交付（20歳）</u> <u>障害者職業相談会に参加し、知的障害者対象の求人に応募、採用されて現在に至る</u> 「学習障害」主訴は両親・本人 本人の障害理解：本当に手帳が必要なのかどうやってみて考えたい 両親の障害理解：手帳はとれないのではないかという思いがあった
C	教育相談所（14歳）	通常学級	通常学級	専修学校高等課程＋通信制高等学校	学業に遅れ いじめ 初職：学校紹介により就職（18歳～19歳）9ヶ月で離職 離職理由：解雇（技能習熟困難／上司との関係困難） 初職離職後、自宅引きこもり（2年間）／心理相談機関利用	心理カウンセラー 21	障害受容 <u>療育手帳交付（21歳）</u> <u>知的障害者対象の求人に応募して採用されるが、適応困難となり退職</u> 「学習障害」主訴は母親・本人
D	教育相談所（不明）	通常学級	通常学級	高等学校商業科	商業科進学は就職に有利であると考えたが資格（珠算・簿記）取得に失敗 いじめ 学校紹介で応募したが不採用。 進路未決定のまま卒業した。 介護補助の求人を探すが、適合する求人がなかった	母親 19	障害受容 過剰適応 <u>療育手帳交付（20歳）は家族の申請によるものである。</u> <u>本人に受容はないが、知的障害者対象の求人に応募して採用され、現在に至る</u> 「学習障害」主訴は母親 本人に自覚なし

また、新規高卒就職をしなかった事例の中で高校中退（EF の 2 事例）、進路先未決定で卒業（GH の 2 事例）の 4 例をとりあげる。

高校中退について

高校を中退したことにより、学校紹介では就職できなかった 2 事例である。いずれの事例の親も、わが子の職業自立を希望し、親自らの開拓で求職活動をすすめることになった。これに対し、本人がこの提案をどのように受けとめたのか、どのように異議申し立てをしたのかについて検討する。

Eさん（男性）は“学校生活不適応”“職業生活不適応”などの経験があり、安心して所属できる環境（家庭や地域、相談機関等）を見いだせず、ひきこもることでしか自分を守れなくなった。親はひきこもりを対象とした教育機関や相談機関、縁故や一般の就職先の開拓、障害者職業センターの利用など、様々な提案をしたが、本人は受け容れることができなくなっていた。

Fさん（男性）の事例は、親が学校の進路指導並びに職業紹介機能に不信感を持っており、親自らの開拓で職業準備のための体験を準備した事例である。
本人は親のすすめを受け容れることになった。

教育の場の選択について

“どこで教育を受けるのか”に関する「本人の希望」と「親の希望」にギャップがあった 2 事例である。

親はわが子の特性にふさわしい教育の場を検討することになるのだが、その選択を本人がどのように受けとめたのか、どのように異議申し立てをしたのかについて検討する。

Gさん（女性）は“特殊学級に在籍する自分”を受けとめきれなかった。現実には、通常学級においても特殊学級においても適応できない自分があり、いろいろやってみてうまくいかなかったが、特殊学級編入を選択した親と選択をすすめた学校への不信を増大させることになった。しかし、不信感があったとしても自分自身の希望を親や学校に対して主張することはできず、閉塞状況を改善する目処は立っていなかった。

Hさん（男性）自身は“通常学級に在籍する”ことに困難が大きく、安心できる居場所を求めていた。しかし、親は特殊学級に編入することを認めがたかった。親への不信は外界への不信に結びつくことになった。「一般扱い」での採用という親の希望の実現が困難になった時点では、親が職業リハビリテーション・サービスの利用をすすめることになるのだが、本人には親の提案そのものを受け容れがたい状況にあった。

新規高卒就職をしなかった事例：高校中退

事例	学習障害の診断	教育 歴				職業経歴 就業関連の問題	職 ビシ ン	業 リ テ ン 利用	ハ ー の 課 題	療育手帳の取得年齢と経緯 就職活動の顛末
		小学校	中学校	高 校	在学中の問題					
E	児童相談所（不明）	通常学級	通常学級	高等学校 普通科中退	いじめ （不登校）	親の開拓により就職するが体調不良を訴えて離職 その後も離転職を繰り返す（親の開拓）	父親	21	障害受容	<u>知的障害判定（21 歳）も、 家族の申請によるものであり、 本人に自覚はない。</u> 「学習障害」主訴は父親 本人に自覚なし
F	教育相談所（15 歳）	通常学級	通常学級	私塾 高等学校 通信制中退	学業に顕著な遅れ （特に 描画・工作）	中卒後、進学は卒業後の就職のめどが立たないことを理由に断念。 親は私塾（高等学校通信制の課程）で学業を続けるとともに、個人的に就業体験を積ませることで、職業準備を積ませる選択をした。	母親	21	障害受容	<u>療育手帳交付（23 歳）も、 家族の申請によるものであり、 本人に自覚はない。</u> <u>知的障害者対象の求人に応募して採用されるが、事業所閉鎖により離職、その後、求職活動を行い、現在に至る</u> 「学習障害」主訴は母親・本人

新規高卒就職をしなかった事例：進路先未決定

事例	学習障害の診断	教育 歴				職業経歴 就業関連の問題	職 ビシ ン	業 リ テ ン 利用	ハ ー の 課 題	療育手帳の取得年齢と経緯 就職活動の顛末
		小学校	中学校	高 校	在学中の問題					
G	教育相談所（不明）	通常学級	通常と特殊	高等学校 生活科 （サポータ校）	学業に遅れ いじめ 学校や家族の評価に納得できずに学校不適応	高校卒業時に紹介された仕事は簡単すぎることを理由に拒否。 相談場面で職業リハビリテーションが提案されたが、拒否。	担任教師	18	障害受容	<u>職業リハビリテーションの利用は家族の申請によるものである。本人に受容はない。</u> 「学習障害」主訴は母親 本人に自覚なし
H	児童相談所（就学時）	通常と特殊	通常と特殊	定時制 高等学校	学業に遅れ いじめ	特殊学級への通級は不適応状況の解決にはつながらず、学校体験は健常者としてのアイデンティティの崩壊で卒業期を迎えた。 卒業後の就職は考えず、進路未決定のまま卒業することになった。	母親	20	障害受容	<u>職業リハビリテーションの利用は家族の申請によるものである。本人に受容はない。</u> <u>療育手帳交付（21 歳）。</u> <u>知的障害者対象の求人に応募して採用され、現在に至る</u> 「学習障害」主訴は母親 本人に自覚なし

さらに、新規高卒就職を希望しなかった事例では、さらなる就学機会を探索した IJK の 3 例をとりあげる。

「学習障害」があったとしても、高校卒業後の進路としてさらなる進学機会を求めた場合において、卒業後に学校紹介により「一般扱い」での雇用を保障するサービスを利用して入職し、適応・定着ができれば、こうした選択は適切であったといえる。中等後教育の課程では専修学校専門課程もまた、同様の紹介機能を持つことができるからである。

しかし、進学をしたとしても卒業時に学校紹介の機能が十分でない場合には、一般求人に応募することになる。あるいは、途中で就学の継続を断念した場合にも、一般求人に応募することになる。したがって、学校から職業への移行に際し、さらなる就学機会を求めた事例では、「問題の先送り」や「モラトリアム」が進学動機になっていないかどうかの検討が必要である。就職を先送りすることで、問題に立ち向かうことの困難がさらに大きくなるからである。学校歴を長期化したことが一般扱いでの要求水準に答えられないという事態を先送りすることに結びついた事例に典型的な行動例をまとめることにしたい。

課題の先送りについて

障害に向きあうという課題を先送りすることがもたらす事態について、3 事例をとりあげる。親の気力と体力と経済力が続く限り、在学期間を長期化させる可能性を指摘するものである。

Iさん（男性）は“障害者職業センターにいる自分に違和感がある”ものの“期待に応えられない自分”を職業場面で検討した経験をもたないまま“頑張ればできる”を目標に、自分探しを続けることになった。

Jさん（男性）は“期待に応えられない自分”に対し、どのように受けとめればよいかについて、親の提案を待っていた。現実には、いろいろやってみてうまくいかないことから、親が職業リハビリテーションを選択したことにより知的障害者対象の求人に応募して採用されることになった。

Kさん（男性）は“期待に応えられない自分”に対し、“やってみたい仕事”にこだわっていた。

高校卒業後にさらなる就学機会を探索

事例	学習障害の診断	教育歴				職業経歴 就業関連の問題	職業リハビリテーションの 活用 仲介者 利用年齢 課題	療育手帳の取得年齢と経緯 就職活動の顛末
		小学校	中学校	高校	在学中の問題			
I	小児科（14歳）	通常学級	通常学級	高等学校農学科＋専修学校	学業に遅れ 転導性 いじめ	卒業後の就職は考えず、進路未決定のまま卒業することになった。 卒業後に専修学校一般課程を修了するが、職業準備が整わなかった	母親 24 障害受容	<u>知的障害判定を検討するが一般扱いの就職を強く希望</u> 「学習障害」主訴は両親 本人には自覚なし 本人の障害理解：普通でやってきた自分には、療育手帳は必要ない 両親の障害理解：学校時代の不 全は障害に起因している
J	教育相談所（10歳）	通常学級	通常学級	専修学校高等課程＋専修学校一般課程中退	学業に遅れ	学校紹介では求職活動をせず、進路未決定のまま卒業 専修学校一般課程に進学したが、課題についていくことができずに中退	母親 20 障害受容 過剰適応	<u>療育手帳交付（20歳）は家族の申請によるものである。</u> <u>本人に受容はないが、知的障害者対象の求人に応募して採用され、現在に至る</u> 「学習障害」主訴は母親 本人に自覚なし
K	教育相談所（15歳）	通常学級	通常学級	全寮制高等学校＋専修学校専門課程	学業に遅れ （「計算」と「作業」） いじめ	いじめからの緊急避難で高等学校を選択。 専修学校卒業後の就職が実現せず、高校時代の実習先を頼った（個人的な依頼）が、不調におわる。	担任教師 19 障害受容	<u>知的障害判定（19歳）は家族の申請による。</u> <u>知的障害対象の求人に応募して採用となるが、準備不足を指摘されて離職（本人による離職理由：事業所の配慮並びに理解の不足）。</u> 「学習障害」主訴は母親 本人に自覚なし

職業リハビリテーションの利用をためらう背景について

【LD といわれて救われてきた】

発達に遅れと偏りがある（個人差である）

学業不振や学習遅進とは違う（努力不足や怠けではない）

【知的障害に対する誤解と無理解】

「学習障害」には知的障害はない

知的障害とは、全てにおいて困難の大きい障害である

器用な知的障害はいない

得意・不得意がある（でこぼこがある）のは知的障害ではない



「学習障害」と呼ばれたい

【一般的な理解とは異なる“現実”がある】

通常学級を卒業しても資格の保障にならない

資格取得に努力したことが報われないこともある

大学を卒業して療育手帳を取得する事例もある



教育歴で見ると事例の理解を誤る

その他の選択肢による求職活動が不調に終わったうえで職業リハビリテーションが選択された事例や不調に伴うダメージの大きさによって選択された事例もあるが、それでも選択されない事例もあった。

(2) 精神障害者保健福祉手帳によるサービスを検討した事例

精神症状や不適応行動を呈したことから精神障害者保健福祉手帳を勧められた事例では、支援の利用に際し、自己像の変化を受け容れがたいという共通点を持っていた。

現状を打開するうえで、何らかの支援の利用を検討するという事例では、サービスの利用に際して本人が特性理解を深めた事例ばかりでなく、「手帳があるから多少のことは大目に見てくれる」と理解した事例もあった。また、否定的な体験に加えて職業生活における喪失体験等により治療的なカウンセリングが必要となることが示唆された事例など、障害理解に支援が必要であった。

ここでは、学齢期の「学習障害」の診断に加えて、精神症状を発症したことから治療が必要になった2事例を紹介する。したがって、いわゆる精神障害の治療対象事例というわけではない。周囲の厳しい現実と自らに高く掲げた目標・理想との間で、思い通りには進まない事態が続いた場合、一般に、葛藤や不安が喚起される。その中で、憎しみや怒り、焦り、悲しみ、無力感、恥、劣等感、罪悪感、不信感、その他の不安やおそれなどにさらされることになったとしても、健康なはけ口や合理的な行動様式で不安を解消できれば、適応的に行動できる。反対に、それができなければ、さまざまな不適応行動が喚起されることになるが、その様子は神経症や行動上の問題、病的な問題まで様々である。

なお、精神障害者保健福祉手帳のサービスを利用する背景に「学習障害」があるというわけではなく、「学習障害」を診断された事例の中に精神保健福祉手帳を利用することになった事例があることは明言しておきたい。したがって、学齢期に「学習障害」を診断された時点で、前節でとりあげた事例と同様の進路計画が成り立ち得た事例であり、療育手帳を取得した事例もあれば、そうでない事例もある。また、前項でとりあげた事例においても、将来的に本項の対象事例になる場合もあると考えられる。

作業に対する評価に不満があるわけではない
不器用でうまくできないことは、やむを得ない

期待に対して、できないとは言いたくない＝期待されていると感じる

- 例1 複数の作業を分担される
- 2 目標達成が話題になる
上司の目標と自分の達成度が違う
作業手順を覚えるのに時間がかかる
- 3 業務の変更がたびたびある
- 4 一度説明したことだといわれる

期待に応えられなくなったが、本人ができると言明したために、配慮
体制があいまいになっていた

他者の「高い」評価を求めたLさん(女性)の行動

希望と現実のギャップに向きあったとき、
他者にどのような対応を期待するか

他者の「やさしい」評価を求めたMさん(男性)の行動

作業に対する評価に不満があるわけではない
不器用でうまくできないことは、やむを得ない

怒り出すきっかけとなる相手の言い方＝バカにされたと感じる言い方
＝いじめと感じる言い方:

- 例1 鼻で笑う、バカにする
- 2 強く(大きな声できっぱり)言われる、
- 3 焦りを生じさせられる
上司の目標と自分の達成度が違う
作業手順を覚えるのに時間がかかることを言わ
れたくない
- 4 せわしく話して、とまらない
- 5 知識をひけらかす

励まし方への期待: 仕事になれるまでに、人より時間がかかる
がんばってためだった時は、気にすることはない
まだチャンスがあるから、がんばってください

作業遂行に関する自分自身の評価と事業所が要請する作業水準とのギャップは大きかった。要求水準に応えることができるのかどうかについて、妥当な理解をはかるには支援が必要となる。通常教育経験を通して形成した自己像と職業自立に際して親を含めた関係者の理解を適正化することが課題となった場合、職業リハビリテーション機関の利用を含め、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の取得が方向転換の契機となった。しかし、方向を転換できたとしても、それで適応できるわけではない点に注意が必要である。

精神障害者保健福祉手帳のサービスを検討した対象者の概要

事例	学習障害の診断	教育歴				職業経歴	職業リハビリテーションの利用			職業リハビリテーションの経過と手帳の取得の経緯
		小学校	中学校	高校	在学中の問題		仲介者	利用年齢	課題	
L	教育相談所（10歳）	通常学級	通常学級	単位制高等学校	いじめ 学業に遅れ（特に手順の理解）	中卒後、フリースクール在籍の経験あり。高校卒業後、放送大学に入学手続きをするが、中断。 福祉に関心が深く、高齢者介護のボランティア経験があるが作業遂行困難で中断。 喫茶店・飲食店のアルバイト経験がある。 訓練校修了後、正規職員として採用（24歳～26歳）。2年余で離職 <u>離職理由（技能習熟困難／同僚との関係困難）</u>	母親	23	障害受容 過剰適応	職業訓練校入学のため、 <u>療育手帳申請・交付（23歳）</u> 。 家族の一員として、家計に対し、経済面で応分の負担をしたいという希望が強く、知的障害者対象の求人に応募して採用されるが、希望を実現しないうちに神経症状を発現して退職。 <u>精神障害者保健福祉手帳交付（27歳）</u> 服薬管理ができるようになり、精神的に安定してきたことから、職業準備のために職業リハビリテーションの支援を検討中。
M	小児科（9歳）	通常学級	通常学級	高等学校普通科 離転職後専修学校専門課程入学	いじめ 中学校在学中に強迫症状により精神科受診	初職：学校紹介で就職（18歳～21歳）3年余で離職 <u>離職理由：解雇（技能習熟困難／同僚との関係困難）</u> 離転職の後、専門学校を経て介護補助のアルバイト	父親	27	障害受容	<u>精神障害者保健福祉手帳申請予定</u> 手帳があって採用されれば、多少のことは事業所は大目に見てくれるという期待が強い

2. 職業リハビリテーションを選択する契機

(1) 新規高卒就職からの方針転換をめぐって

障害があっても高校から職業への移行をめざす場合、新規学卒として求職活動を行うことになる。しかし、採用されなかった経験もしくは採用されたとしてもすぐに離職した経験は、彼らに「一般と認められない → 障害がある」という新たな理解を求め、「健常者としての自己像を失う」ことに結びついた。

こうした深刻な喪失体験からの立ち直りや障害の受容には支えが必要であるが、その必要性が“ひきこもり”などの行動面での問題やさまざまな神経症状などを発症して初めて気づかれるなど、本人並びに家族、そして教育関係者や職業リハビリテーション関係者もまた、事態の深刻さを十分に理解しているとは言い難い状況があった。

(2) 職業リハビリテーション・サービスの利用可能性の促進について

「学習障害」青年の職業生活設計の見直しを支えるうえで、職業リハビリテーション・サービスの利用可能性を高める役割が必要である。なぜなら、職業リハビリテーションは「学習障害」主訴の青年の移行サービスの選択肢として認知されていないからである。それは、青年期に至る過程で障害特性が変化する場合があるという「障害」理解が普及していないためである。この点については、基礎編に詳解したが、今後、学齢期にある児童・生徒層の大半が青年期を迎えることになると、理解が修正されることによって円滑な職業リハビリテーションへの移行が促進されることになるであろう。

ここでとりあげた対象事例は、職業リハビリテーションを利用する先駆的な事例であるというべきであり、理解が修正されない時点で課題解決に当面することを余儀なくされた事例であるといってもよい。少なくとも、現行の「理解」のもとで職業リハビリテーション・サービスの利用を検討するためには、青年たちの課題がとても深刻なものであった、あるいはそのように受けとめられたからに相違ないからである。

(3) 職業リハビリテーション・サービスへの架け橋について

職業リハビリテーション・サービス以外のサービスを選択することになった事例に対し、職業リハビリテーション・サービスの利用を提案する役割を担う者が必要となる。対象事例においては、全ての事例で「親」があげられた。親はわが子の自立の過程を支えるサービスを模索する際に、最後の選択肢として職業リハビリテーション・サービスを検討したということになる。ただし、検討するにあたっては、親の背中を押した専門家がいた。例えば、相談機関のカウンセラーや一般成人を対象とした（障害者のみを対象としない）適性相談機関、在籍校の担任教師であった。その他に専門家ではないが、先輩“LD”青年の助言を利用したの事例は、こうした先輩の役割が今後、注目されるべきであることを示唆している。

こうした事例から見ると、本人はもとより親に対する情報提供が職業リハビリテーションの選択に際して重要であることが示唆される。

(4) 障害を理解することについて

障害を受け容れる際に、これまで作り上げてきた「健常者としての自己像」を修正することになる。そのために、障害者像を修正することが必要となった事例が多かった。修正は「普通でないと思ってきた障害者もまた普通の人であった」という点において行われた。

それまで「普通」をめざしてきた自分自身にとって、「普通」の考え方を变えることになったのである。この変化は、職業自立をめざす自分自身と目標を一にする障害者の課題が自分の課題と同様であったことに気づくということから始まる場合が多い。こうした理解の促進は、職業リハビリテーション・サービスの利用を通して体験的に理解を深めた事例に明らかである。その他に、自分と同様の教育歴を持ち、職業リハビリテーション・サービスを選択した先輩がモデルとなった事例もある。

しかし、青年自身が障害を「普通でない」状態と理解した背景には、彼らを取り巻く社会の“常識”が存在する。彼らを取り巻く“常識”の壁は、親や家族、専門家を含め、「学習障害」の理解者の中に存在していると言うべきである。

3. 家族と本人の障害観を理解する

……「おとなになったら障害ではなくなる」という希望と現実……

(1) 学校時代とは異なる現実

多くの事例で、あえて通常教育歴を作ることを選択した保護者と本人があった。また、それを支えた専門家がいた。

しかし、職業自立に対する保護者と本人の希望は、教育歴を作ることによって実現したわけではないといっても言い過ぎではないだろう。加えて、本人には希望が明確でない事例の方が多い。

そして、希望とは異なる結果をもたらした場合、保護者はその結果を受けとめて方針転換を提案することができる事例が多かった。

問題とすべきは、保護者とともに懸命に「健常者としての自己像」を作り上げてきた本人の方針転換の可能性にある。結果論になるが、通常教育歴を作ることそれ自体が職業リハビリテーションの利用を遅らせることになった事例を考えると、本人の混乱は教育歴の作り方に起因する事例もまた多いと言わざるを得ないだろう。

本人は基本的には保護者の方針に従って生活することになる。しかし、保護者の教育方針に対し、本人が変更を求めて不適応行動を呈した事例もある。本人の不適応行動により、変更が余儀なくされた事例では、通常学級を選ぶことへの異議申し立てもあれば、通常学級を選ばないことへの意義申し立てもあった。こうした過程では、“親への恨み”“不安”の表出という形を取るばかりでなく、“閉塞状況”に自らを追い込む場合もあった。中には、方向転換が受け入れられて安定した事例もあるが、不安定のままの事例もある。

しかし、基本的には保護者とともに頑張る事例や保護者には逆らわない事例も多い。こうした事例には、「がんばればできる」という目標が共有されており、自己理解の修正の障壁となっていた点を特記しておきたい。

(2) 希望と現実のギャップについて

希望（自己評価）と現実（客観的評価）のギャップに気づいていないわけではないが、現実に応じた理解への修正をはかるには支援が必要であった。

通常教育経験を通して培ってきた彼らの自己理解には修正が必要となったが、「頑張ればできると思った」事例や、「職業リハビリテーションの利用に関する理解が十分でなかった」事例、「療育手帳は自分には必要ないと思った」事例に加え、「保護者の方針転換にも本人の理解が伴わなかった」事例など、それぞれに課題が大きいことが示された。

以上を通して、青年期には職業評価として客観的な評価が必要であることを指摘しておきたい。しかし、結果がフィードバックされたとしても、それを適切に受けとめることができるかどうかについては、それまでの障害に対する“構え”との関連で検討されなければならない。通常教育歴の作り方とあわせて、障害並びに障害者観の適正化が課題として示唆された。

現代のわが国では、軽度障害があっても通常教育を選択することが一般化しているが、彼らが通常教育にかけた期待と通常教育がもたらした成果については、職業選択に当面するまで検討されないことが多いのが現状である。しかし、職業生活を送るうえでは、青年期の障害像が評価されることになる。そして、それまでの親子の期待とは別に、通常教育を選択したことの課題が指摘されることが多い。一つは障害を受けとめられない（特に知的障害を受けとめたくない）という問題であり、もう一つは職業準備における課題未達成の問題である。

(3) 教育歴と本人の障害観

「通常学級を卒業した＝障害ではない＝健常である」という思いを支えに学校を卒業した場合、当然のこととして職業選択は健常青年と同様に行うことになる。現代の雇用社会にあっては、職業選択は青年が自らを職業を介して社会に定位するという意味を持つ。

したがって、学校から職場への移行とは、単に異なる生活環境への移行というだけでなく、「成人」への移行を意味している。しかし、教育年限の長期化は少子化によってさらに加速され、青年の職業自立を先送りする傾向を強めている。学校に長く在籍し続けることが当たり前となった現代社会は、青年期をどのように終結させるか、成人としての一歩をどのように踏み出させるか、という大きな課題を抱えることになった。そして、この課題は通常教育を選択した障害青年の職業選択に、とりわけ大きな影響を及ぼすことになる。

通常教育に在籍した軽度知的障害者の場合、職業選択の時点まで「障害がある」という現実直面する機会を持ち得なかった事例が多い。言い換えると、本人の障害理解は、職業選択における経験を通して行われることが多い。しかしながら、「おとなになったら障害ではなくなる」が現実的でないことは、うすうすわかってきても、心理的防衛反応として障害を否認したいという気持ちは強い。したがって、挫折体験（初職入職困難）や喪失体験（離転職／一般扱いとしての正規職員という地位の喪失）があったとしても、「一般扱いで就職したい」というこだわりを捨てられず、まだ他に自分に適した仕事があるのではないかと思いをもち続けることになる。健常者としての自己像を否定せざるを得なくなるという経験の意味は、場合によっては自分の存在そのものを否定されるほどに、この上もなく重い。しかし、つきつけられた厳しい現実を否認しきることができず、さりとて「治る」ことが不可能であることを否定できなくなった結果、職業生活設計の方向転換を行うことになる。最終的には、「できないことをできないとうけとめて、配慮を求める」ことが中心的課題となる。

こうした過程を経て、自己像を再構築し、安定した環境で活動を始めるとともに、その生活で新たな目標の達成をめざす時期を迎えることになるのだが、障害者本人のこうした挑戦には困難が大きく、障害を受けとめるうえで支援を欠くことができない場合が多い。そのうえ、職業選択の先送り傾向に紛れてしまった場合には、障害に向きあう時期もまた先送りされることになる。以下に、軽度知的障害者が職業リハビリテーションの利用を選択するまで過程を3期に分けて示す。

問題となるのは、自己評価と客観的評価のギャップの大きさである。したがって、自己理解を適正化し、漸次、ギャップを埋めていくためには、「職業生活に即した体験的な学習場面の設定」並びに「体験したことがらの評価」を通して自己理解と障害理解を支えるためのカウンセリングが不可欠である。その際、ギャップを解消しないまま、あるいはさらに拡大させてきた外的条件として、「普通をめざす」を目標とした教育歴がある。また、内的条件として、障害特性それ自体がもたらすもの、すなわち、「障害の状況を客観的に把握するうえで、知的能力にも洞察力にも困難がある」をあげておきたい。

離転職の経験を整理して障害を受容する過程

第1期：自己理解の深化と職業生活設計の見直し

……障害受容の第1ステップ：できないことを障害特性であると受けとめる……

「おとなになったら障害ではなくなる」が現実的でないことがうすうすわかってきているが、心理的防衛反応として障害を否認したいという気持ちが強い時期

第2期：自己理解の揺らぎと職業生活設計の再構築

……障害受容の第2ステップ：障害と障害者像の修正……

現実を否認しきることができず、障害を完治することが不可能であることを否定できなくなった結果として起こる混乱の時期

第3期：障害受容の深化と職業自立をめざす生活設計の確認

……障害受容の第3ステップ：できないことをできないとうけとめて

支援を求める……

前向きな建設的な努力が主になる時期